

認知症対応型通所介護 運営のポイント

豊島区介護保険課 事業者指導・監査グループ

人員・運営等の基準

- ▶ 豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成25年3月25日豊島区条例第12号）
- ▶ 豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例施行規則（平成25年3月25日豊島区規則第20号）
- ▶ 豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例施行要領（平成27年9月16日27豊保介発第1642号）

この3つの基準を項目ごとに参照できるよう3連表を作成しています。

【豊島区役所HP】健康・福祉＞介護＞介護保険＞介護サービス事業者向け情報＞届出・指定＞地域密着型サービス＞【三連表】地域密着型サービス
<https://www.city.toshima.lg.jp/201/2111151609.html>

介護報酬等の基準

- ▶ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生省告示第126号）
- ▶ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）
- ▶ 厚生労働大臣が定める基準
（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）

人員基準に係る用語の定義

▶ 常勤

認知症対応型通所介護事業所における勤務時間が、事業所の就業規則等において定めている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること。

※正規・非正規の別を問うものではありません。

(例)

常勤の従業者が勤務すべき時間数が「週40時間」と就業規則で定められている事業所

Aさん（8時間/日、週5日勤務）・・・ **常勤**

Bさん（4時間/日、週5日勤務）・・・ **非常勤**

生活相談員の配置①

▶ 生活相談員（専従要件あり）

サービスの提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計をサービスを提供している時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数

▶ ポイント

- サービスの提供日ごとに基準を満たす必要があります。
- サービス提供時間帯に勤務した時間数のみ算入できます。
- （サービス提供日ごとに）生活相談員の勤務時間数の合計が、サービス提供時間数を上回る必要があります。

生活相談員の配置②

(例)

サービス提供時間：9:00～17:00

営業日：月～金曜日(週5日)

生活相談員 A：9:00～17:00(①)か15:00～17:00(②)の勤務

生活相談員 B：9:00～13:00(③)か13:00～17:00(④)の勤務

	月	火	水	木	金
生活相談員 A	①	×	①	②	②
生活相談員 B	×	③④	④	③	③④

人員基準違反！！

従業者の配置

▶ 介護職員または看護職員の員数

- 単位ごとに、専ら指定認知症対応型通所介護の提供にあたる看護職員又は介護職員を1以上配置
- 上記の者とは別に、単位ごとに、サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計をサービスを提供している時間数で除して得た数が、1以上確保されるために必要な数
- 常時1人以上確保
- 看護職員 = 看護師もしくは准看護師

※必ずしも看護職員を配置しなければならないものではない

▶ 機能訓練指導員

- 1人以上

内容及び手続の説明及び同意

▶ 重要事項の説明

サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用申込者又はその家族に対し、文書を交付して説明する必要があります。

- 運営規程の概要
- 職員の勤務体制
- 事故発生時の対応
- 苦情処理の体制
- 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）

サービスの提供を行うにあたり

▶ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

▶ 認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供

両方満たす必要があります。

(悪い例)

- 居宅サービス計画（認知症対応型通所介護計画）に位置付けられていないサービスの提供がある
- 居宅サービス計画（認知症対応型通所介護計画）と異なる曜日にサービスを提供している

居宅サービス計画及び認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容と一致するよう、サービスの提供を行ってください。

認知症対応型通所介護計画の作成①

▶ アセスメントとは

利用者の心身の状況を把握・分析し、認知症対応型通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにすること。

アセスメントは、認知症対応型通所介護計画の作成に先立って行う必要があります。

▶ アセスメントに関する主な指摘

- アセスメントが（適切な時期に）行われていない。
- アセスメントは行われているが、認知症対応型通所介護の提供によって解決すべき問題状況が明らかになっていない。

▶ 計画作成に関する主な指摘

- 認知症対応型通所介護計画について、サービス提供に関わる従業者が共同して作成しているかわからない。

認知症対応型通所介護計画の作成②

▶ 居宅サービス計画との整合性

認知症対応型通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成する必要があります。

- ・ 居宅サービス計画に位置付けられているサービスが、認知症対応型通所介護計画に位置付けられていない
- ・ 居宅サービス計画に位置付けられていないサービスが、認知症対応型通所介護計画には位置付けられている
- ・ 居宅サービス計画に位置付けられたサービスの所要時間が、認知症対応型通所介護計画で記載されている所要時間と異なる

指摘の可能性あり

(参考) 令和3年度改正のポイント

▶ 感染症・災害への対策強化

- 感染症対策の義務付け（委員会の開催、訓練の実施等）
- 業務継続計画の策定

▶ 地域包括ケアシステムの推進

- 認知症介護基礎研修受講の義務付け

▶ 介護人材の確保・介護現場の革新

- ハラスメント対策の義務付け
- 諸記録の保存等の電磁的記録化

※対面・文書による方式を拒むものではありません。

令和6年度改正の主なポイント①

▶ 業務継続計画未策定事業所に対する減算

所定単位数の100分の1を減算

* 減算にならないためには、業務継続計画の策定、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずることが必要

▶ 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1を減算

* 減算にならないためには、対策を検討する委員会の定期的開催、結果の周知、指針の整備、定期的な研修の開催、担当者の選定をすることが必要

令和6年度改正の主なポイント②

▶ 身体的拘束等の適正化

- 原則身体拘束は禁止
- やむをえない場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録が必要

令和6年度改正の主なポイント③

▶改正の詳細

- ・以上のスライドで記載したポイントは、主なものの抜粋で内容についても簡略化してあります。

詳細については、必ず厚生労働省のホームページ及び豊島区ホームページ等で確認してください。

【参考】

厚生労働省 「令和6年度介護報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

豊島区 「健康・福祉>介護>介護保険>介護サービス事業者向け情報」

<https://www.city.toshima.lg.jp/201/2110040916.html>

おわりに

▶ 令和6年度の運営指導

12月中旬より実施を予定しております。

対象事業所には1か月前までに実施通知を発送します。

- ▶ 豊島区介護保険課事業者指導・監査グループ
- ▶ TEL : 03-3981-1474
- ▶ Email : A0029026@city.toshima.lg.jp